

山口県報

平成18年
3月17日
(金曜日)

目 次

規則	一
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)	一
地籍調査事業負担金交付規則の一部を改正する規則(地域政策課)	三
山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)	三
山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則(厚政課)	三
結核予防法施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)	三
植物防疫事業補助金交付規則を廃止する規則(経営普及課)	四
山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則(農村整備課)	四
森林法施行細則の一部を改正する規則(森林整備課)	四
山口県有林監守員規則の一部を改正する規則(森林整備課)	四
山口県森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則(森林整備課)	四
訓令	五
山口県職員倫理規程の一部を改正する訓令(人事課)	五
山口県職員研修規程の一部を改正する訓令(人事課)	五
公安委規則	五
機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則	五
企業管理規程	六
山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程	六
山口県企業局外務規程の一部を改正する管理規程	六
山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程	六
山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程	七
山口県企業局職員倫理規程の一部を改正する管理規程	七
水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程	七



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「市町村」を「市町」に改める。

第九条第一項の表総合政策局の部広報広聴課の項第三号中「市町村」を「市町」に改め、同表総務部の部管財課の項第二号中「県有資産所在市町村」を「県有資産所在市町」に改め、同表地域振興部の部市町村課の項第一号及び第三号中「市町村」を「市町」に改め、同表土木建築部の部道路整備課の項第十一号中「市町村道」を「市町道」に改め、同部砂防課の項第十二号及び第十三号中「市町村」を「市町」に改め、同部住宅課の項第二号中「市町村営住宅」を「市町営住宅」に改め、同条第二項の表住宅課の項中「市町村営住宅」を「市町営住宅」に改める。

第十三条中「市町村」を「市町」に改める。

第三十四条第一項の表納税課の項第四号中「市町村民税」を「市町民税」に改める。

第三十九条中「市町村」を「市町」に、「市町村等」を「市町等」に改める。

第四十条の表山口県国防災行政連絡所の項中

岩 国 市 岩 国 市	を	岩 国 市	岩 国 市のうち平成十八年三月十日における岩 国 市の区域	に 改
-------------	---	-------	-------------------------------	-----

め、同項の次に次のように加える。

山口県由宇防災行政連絡所	岩 国 市	岩 国 市のうち平成十八年三月十日における玖 域 郡 由 宇 町 の 区 域
--------------	-------	----------------------------------------

第四十一条第一号中「市町村等」を「市町等」に改める。
 第四十三条の二中「市町村」を「市町」に改める。
 第四十七条の十二の表山口県岩国健康福祉センター玖珂支所の項及び第五十一条の四

山口県美和防災行政連絡所	玖珂郡美和町	玖珂郡美和町
山口県美川防災行政連絡所	玖珂郡美川町	玖珂郡美川町
山口県錦防災行政連絡所	玖珂郡錦町	玖珂郡錦町
山口県周東防災行政連絡所	玖珂郡周東町	玖珂郡周東町
山口県本郷防災行政連絡所	玖珂郡本郷村	玖珂郡本郷村
山口県玖珂防災行政連絡所	玖珂郡玖珂町	玖珂郡玖珂町
山口県由宇防災行政連絡所	玖珂郡由宇町	玖珂郡由宇町

第四十条の表中

山口県美和防災行政連絡所	岩国市	岩国市
山口県美川防災行政連絡所	岩国市	岩国市
山口県錦防災行政連絡所	岩国市	岩国市
山口県周東防災行政連絡所	岩国市	岩国市
山口県本郷防災行政連絡所	岩国市	岩国市
山口県玖珂防災行政連絡所	岩国市	岩国市
山口県由宇防災行政連絡所	岩国市	岩国市

を削る。

の表山口県岩国環境保健所玖珂支所の項中

玖珂郡玖珂町 玖珂郡玖珂町及び周東町 を

岩国市 岩国市のうち平成十八年三月十九日における玖珂郡玖珂町及び周東町の区域に改める。

第八十三条第一号及び第八十六条第一号中「市町村」を「市町」に改める。
 第七十八条の表山口県岩国農林事務所錦支所の項中

玖珂郡錦町 玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町 を

岩国市 岩国市のうち平成十八年三月十九日における玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に改める。

第七十九条の二の表森林部の項第二十二号中「市町村等」を「市町等」に改める。
 第二百二条第三号中「市町村等が行なう」を「市町等が行う」に改める。
 第二百十八条の五の表工務課の項第五号及び第二百四十三条の三の表水産課の項第二十一号中「市町村」を「市町」に改める。
 第二百四十五条の二第一項の表水産班の項第十八号及び同条第二項の表総務課の項第八号中「市町村」を「市町」に改め、同表工務課の項第二号中「市町村」を「市町の」に、「市町村工事」を「市町工事」に改め、同項第四号中「市町村工事」を「市町工事」に改め、同項第五号中「市町村」を「市町」に改める。
 第二百四十八条の表岩国土木建築事務所の項及び玖珂土木事務所の項を次のように改める。

岩国土木建築事務所	岩国市	岩国市（玖珂土木事務所の所管区域を除く。）玖珂郡
玖珂土木事務所	岩国市	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡玖珂町及び周東町の区域に限る。）

第二百五十条第一項の表総務課の項第三号中「市町村又は市町村長」を「市町」に、「市町村工事」を「市町工事」に改め、同表維持管理課の項第五号中「市町村」を「市町」に改め、同表工務課、工務第一課、工務第二課及び工務第三課の項第二号中「市町村工事」を「市町工事」に改め、同項第三号中「市町村」を「市町」に改める。
 第二百五十五条の表総務課の項第七号中「市町村又は市町村長が行なう」を「市町が行う」に、「市町村工事」を「市町工事」に改め、同表施設課の項第四号中「市町村工

事」を「市町工事」に改める。

第二百六十九条の二の表中「玖珂郡錦町」を「岩国市」に改める。

第二百九十八条中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

地籍調査事業負担金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十一号

地籍調査事業負担金交付規則の一部を改正する規則

地籍調査事業負担金交付規則（昭和四十年山口県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村」を「市町」に、「行なつ」を「行う」に改める。

第二条第一項及び第三条から第五条までの規定中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十二号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「玖珂郡和木町の区域」の下に、「（岩国市にあつては、平成十八年三月十九日における岩国市の区域に限る。）」を加える。

別表第五の備考及び別表第六の備考中「市町村」を「市町」に改める。

別表第九の一の項許容限度の欄の表及び五の項許容限度の欄の表中「玖珂郡和木町の区域」の下に、「（岩国市にあつては、平成十八年三月十九日における岩国市の区域に限

る。）」を加える。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十三号

山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則

山口県災害救助基金規則（昭和四十年山口県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「市町村に」を「市町に」に、「当該市町村が」を「当該市町が」に、「当該市町村長」を「当該市町長」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

結核予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十四号

結核予防法施行細則の一部を改正する規則

結核予防法施行細則（昭和二十七年山口県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条中「市町村長」を「市町長」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

植物防疫事業補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十五号

植物防疫事業補助金交付規則を廃止する規則

植物防疫事業補助金交付規則（昭和三十二年山口県規則第十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十六号

山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則

山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則（昭和三十八年山口県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十七号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（昭和五十年山口県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

市 郡 町 大字 村 大字 字 地 番

を

市 郡 町 大字 字 地 番 に改める。

別記第二号様式中

市 郡 町 大字 村 大字 字 地 番

を

市 郡 町 大字 字 地 番 に改める。

別記第三号様式中

市 郡 町 大字 字 地 番

を

市 郡 町 大字 字 地 番 に改める。

別記第六号様式及び別記第八号様式中

市 郡 町 大字 字 地 番 を

市 郡 町 大字 字 地 番 に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県有林監守員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十八号

山口県有林監守員規則の一部を改正する規則

山口県有林監守員規則（昭和三十九年山口県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第三条第三項中「町村役場」を「町役場」に改める。

別記第三号様式の表中

「**馬**」を「**馬**」

「馬」を「馬」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県森林病害虫等防除法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十九号

山口県森林病害虫等防除法施行細則の一部を改正する規則

山口県森林病害虫等防除法施行細則（昭和二十五年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「市町村長」を「市長」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。



山口県訓令第3号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員倫理規程の一部を改正する訓令

山口県職員倫理規程（平成十二年山口県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「山口県地方労働委員会事務局」を「山口県労働委員会事務局」に改める。

第一条中「（県立大学に勤務する学校職員を除く。）」を削る。
第四条第一項第五号中「第二条第十一项」を「第二条第十六項」に改め、同条第二項第八号中「（市町村）」を「（市町）」に、「市町村職員等」を「市町職員等」に改め、同項第十号中「市町村職員等」を「市町職員等」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県訓令第4号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令

山口県職員研修規程（昭和五十七年山口県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「市町村長」を「市長」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年三月二十日から施行する。



機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

山口県公安委員会

ら施行する。

(経過措置)

2 平成十七年度の決算については、改正後の山口県企業局財務規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年三月十七日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局行政財産使用料徴収規程（昭和五十一年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表占用物件の項の備考1中「又は村」を削る。

附 則

この管理規程は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員倫理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年三月十七日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員倫理規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員倫理規程（平成十二年山口県企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「第二條第十一項」を「第二條第十六項」に改め、同条第二項第八号中「（市町村）」を「（市町）」に、「市町村職員等」を「市町職員等」に改め、同項第十号中「市町村職員等」を「市町職員等」に改める。

附 則

この管理規程は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、第四条第一項第五号の改正規定は、平成十八年三月十七日から施行する。

山口県企業管理規程第六号

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年三月十七日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程

水越ダム操作規程（昭和五十一年山口県企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「錦町」及び「美川町」を削る。

附 則

この管理規程は、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月
金二千七百円（送料共）